



2026年4月16日

各 位

会 社 名 大東建託株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 竹内 啓
(コード: 1878 東証プライム・名証プレミア)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社 THE グローバル社 (証券コード 3271) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

大東建託株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社 THE グローバル社 (証券コード 3271、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、2026 年 4 月 7 日より本公開買付けを実施しております。

この度、公開買付者が、公正取引委員会から 2026 年 4 月 15 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を 2026 年 4 月 15 日に受領したことに伴い、2026 年 4 月 7 日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記の各通知書を新たに添付書類とするため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2026 年 4 月 6 日付「株式会社 THE グローバル社 (証券コード 3271) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の内容を訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付け条件等を変更するものではありません。また、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 2026 年 4 月 6 日付「株式会社 THE グローバル社 (証券コード 3271) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。) 第 10 条第 2 項に基づく公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、公開買付期間 (延長した場合を含みます。) 満了の日の前日までに、①公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、②措置期間が終了しない場合、又は③独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の

申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」が得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実^①に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

II. 2026 年 4 月 7 日付「公開買付開始公告」の訂正

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実^①に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する公開買付け者の事前届出に関し、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、(i)公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)措置期間が終了しない場合、又は(iii)独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実^①に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

以上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託（株）経営企画部
塩見、山本
03 (6718) 9068